

第4章 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

本制度が施行された昭和26年12月から令和4年度末までに、1,174件の意見照会への回答事案等が終結している。令和4年度に係属した事案は、前年度から繰り越された7件と4年度に新たに受け付けた7件の計14件であり、このうち11件が同年度中に処理され、残りの3件が翌年度に繰り越された（表2-4-1）。

表2-4-1 意見照会への回答等の処理件数

	令和5年3月末現在		(参考) 4年度 係属件数
	処理件数	4年度 処理件数	
総数（昭和26年から令和4年3月末までに終結したもの）	1,174	11	14
土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （国土交通大臣）	1,160	11	14
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 国土交通大臣等）	256	0	0
事業認定に関する処分に対する審査請求に関する意見照会 （処分庁 都道府県知事）	19	0	0
収用委員会の裁決に対する審査請求に関する意見照会	885	11	14
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会 （防衛大臣）	2	0	0
鉱業法に基づく承認申請（公共施設等の周辺での鉱物掘採の際に必要な管理人の承諾に代わる経済産業局長の決定について） （経済産業大臣）	1	0	0
採石法に基づく承認申請（採石権の設定等及び採石権設定に代わる土地買取り等についての経済産業局長の決定について） （経済産業局長）	9	0	0
森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会 （農林水産大臣）	2	0	0

(注) 1 「事業認定に関する処分に対する審査請求」欄の「国土交通大臣等」は、土地収用法施行規則第26条の規定に基づき、地方整備局長及び北海道開発局長に権限が委任された場合を含む。

2 駐留軍用地特措法に基づく土地等の使用又は収用に関しては、土地収用法第131条等の規定が適用される（駐留軍用地特措法第14条）。

3 森林法に基づく意見照会については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号、平成12年4月1日施行）により廃止。

第1節 令和4年度に係属した意見照会事案

令和4年度に係属した意見照会事案の概要は、次のとおりである。

1 公調委令和3年（イ）第8号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、処分庁の裁決には事実誤認があること、替地による補償の要求が認められなかったこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1社
- (3) 審査請求のあった日 令和2年9月16日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年12月21日
- (5) 回答日 令和4年5月16日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

2 公調委令和3年（イ）第9号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、当初の事業計画から相当な年月がたっており事業計画の有効性及び実効性について疑問があり、事業計画を見直すべきこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 令和2年11月30日
- (4) 意見照会の受付日 令和3年12月21日
- (5) 回答日 令和4年6月9日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

3 公調委令和3年（イ）第10号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規

定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、土地所有者についての事実誤認等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1 人
- (3) 審査請求のあった日 令和 2 年 7 月 30 日
- (4) 意見照会の受付日 令和 3 年 12 月 21 日
- (5) 回 答 日 令和 4 年 6 月 17 日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

4 公調委令和 3 年（イ）第 11 号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路事業に係る土地収用法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、本件裁決に係る土地及びその上に存する家屋に関する権利関係の判断に誤りがあること、本件裁決に至る手続に重大な瑕疵があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人 1 人
- (3) 審査請求のあった日 令和 2 年 8 月 9 日
- (4) 意見照会の受付日 令和 3 年 12 月 21 日
- (5) 回 答 日 令和 4 年 6 月 17 日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。

5 公調委令和 4 年（イ）第 1 号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事 案 の 概 要 本件は、道路事業に係る土地収用法第 47 条の 2 第 1 項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人が、本件事業の対象地の収用に伴う残地について事実誤認があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者 1 人
- (3) 審査請求のあった日 令和 2 年 11 月 4 日
- (4) 意見照会の受付日 令和 4 年 3 月 23 日
- (5) 回 答 日 令和 4 年 8 月 2 日
- (6) 回 答 内 容 本件審査請求は、理由がないものとする。
なお、特定行政庁において本件残地について共有者全員の

承諾を得て道路位置指定の取消しをした上、処分庁において残地収用を認めるほうが、残地収用制度の趣旨に合致している旨付言した。

6 公調委令和4年（イ）第2号事件

（道路改築工事及びこれに伴う農業用用水路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路改築工事及びこれに伴う農業用用水路付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、事業認定に違法があること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 令和2年8月12日
- (4) 意見照会の受付日 令和4年3月23日
- (5) 回答日 令和4年9月9日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

7 公調委令和4年（イ）第3号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、都市計画事業認可の重大かつ明白な瑕疵等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1社
- (3) 審査請求のあった日 平成28年2月24日
- (4) 意見照会の受付日 令和4年3月23日
- (5) 回答日 令和4年10月11日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

8 公調委令和4年（イ）第4号事件

（急傾斜地崩壊対策工事に係る収用委員会による急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等に基づく裁決申請の却下裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、急傾斜地崩壊対策工事に係る収用委員会による急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律等に基づく裁決申請の却下裁決に対し、審査請求人が、工事の施行範囲が広がったことによる損失の補償を認めなかった違法があ

ること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。

- (2) 審査請求人 関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 令和2年4月29日
- (4) 意見照会の受付日 令和4年6月15日
- (5) 回答日 令和5年1月11日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

9 公調委令和4年（イ）第5号事件

（ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、ダム建設工事及びこれに伴う道路付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者である審査請求人らが、収用対象地と土地調書に添付された図面とで形状が著しく異なっており、面積の実測値も小さい値であること等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者2人
- (3) 審査請求のあった日 令和元年7月19日
- (4) 意見照会の受付日 令和4年6月15日
- (5) 回答日 令和4年11月28日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

10 公調委令和4年（イ）第6号事件

（道路新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道付替工事に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、本件裁決申請前の交渉過程等において違法又は不当な行為があったこと等を理由に、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 令和3年6月23日
- (4) 意見照会の受付日 令和4年6月15日
- (5) 回答日 令和4年11月28日
- (6) 回答内容 本件審査請求は、理由がないものとする。

11 公調委令和4年（イ）第7号事件

（道路改築事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく土地等の権利取得裁決及び明渡裁決に対する意見照会）

- (1) 事案の概要 本件は、道路改築事業に係る土地収用法第47条の2第1項の規定に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対し、収用対象地の所有者兼関係人である審査請求人が、遺産分割協議を内容とする調停が成立したから本件土地等の所有者は審査請求人らであるとして、その取消しを求め、国土交通大臣に対し審査請求したものである。
- (2) 審査請求人 土地所有者兼関係人1人
- (3) 審査請求のあった日 令和3年10月11日
- (4) 意見照会の受付日 令和4年8月8日
- (5) 回答日 令和5年1月31日
- (6) 回答内容 本件審査請求のうち、土地所有者兼物件所有者は審査請求人らであると主張する部分は理由があり、その余の本件審査請求は、理由がないものとする。

12 公調委令和5年（イ）第1号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者1人
- (2) 審査請求のあった日 令和3年8月19日
- (3) 意見照会の受付日 令和5年2月9日

13 公調委令和5年（イ）第2号事件

（公園事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者1人
- (2) 審査請求のあった日 令和元年8月9日
- (3) 意見照会の受付日 令和5年2月9日

14 公調委令和5年（イ）第3号事件

（道路事業に係る収用委員会による土地収用法に基づく権利取得裁決及び明渡裁決に対する審査請求に関する意見照会）

- (1) 審査請求人 土地所有者兼関係人2人
- (2) 審査請求のあった日 令和元年12月30日
- (3) 意見照会の受付日 令和5年2月9日